

平成28年第2回定例会

小清水町議会会議録

平成28年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年3月8日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
 (議長諸報告について)
 (町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
第 7 議案第 8号 小清水町住居表示審議会条例制定について
第 8 議案第 37号 小清水町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
第 9 議案第 9号 小清水町出張所設置条例を廃止する条例制定について
第10 議案第10号 小清水町行政不服審査会条例制定について
第11 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
第12 議案第12号 小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
第13 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第14 議案第14号 職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
第15 議案第15号 小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
第16 議案第16号 小清水町敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
第17 議案第17号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
第18 議案第18号 小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
第19 議案第19号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
第20 議案第20号 小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
第21 議案第21号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
第22 議案第22号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
第23 議案第23号 小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について
第24 議案第24号 平成27年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について
第25 議案第25号 平成27年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
第26 議案第26号 平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第27 議案第27号 平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
第28 議案第28号 平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
第29 議案第29号 平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
第30 議案第36号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画について
第31 議案第30号 平成28年度小清水町一般会計予算について
第32 議案第31号 平成28年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
第33 議案第32号 平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第34 議案 第33号 平成28年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第35 議案 第34号 平成28年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第36 議案 第35号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員長職務代理	佐々木正俊君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第2回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 八木勝正議員 8番 林幸雄議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。
- 議長（坂田秀昭君）はい、7番。
- 議会運営委員長（高橋隆文君）7番、議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するにあたりまして、去る3月1日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者も想定され、町長から提出されております事前配布議案30件、及び追加議案3件も予定されております。
その内容につきましては、一般議案24件、補正予算6件であります。
その他報告と発議も予定されております。
従いまして、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、3月8日から3月15日までの8日間とすることが妥当であると判断したところです。
以上議会運営委員会の審査報告といたします。
- 議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期を本日から3月15日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、中野事務局長から報告させます。
- 事務局長（中野也寸志君）
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したもので、その写しを配布しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に平成28年度町政執行方針を配付しております。
その他に、平成26年度財政状況も配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月に入りまして、朝夕の厳しい寒さは残っているものの、ようやく日差しに春の気配が感じられるようになってまいりました。

今後も季節が穏やかに経過していくことを願っているところであります。

そうした本日、平成28年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、時節柄公私ともに何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、平成28年度当初予算をはじめ町政の重要案件についてのご審議をいただきますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会にご提案させていただきます諸案件でございますが、条例関係につきましては、新規制定及び改廃16件、次に、小清水町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成32年度までの第4次5ヵ年計画の策定について、浜小清水、止別役場出張所事務を取り扱う郵便局の指定について各1件、次に、平成27年度補正予算につきましては、道営事業のほか、補助採択を受けました平成27年度国の補正予算に伴う生活者等支援臨時福祉給付金給付事業など、翌年度に繰り越して活用する4件の事業予算の追加のほか、国、道などの補助事業の確定によるものや、予算の最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など各会計補正予算6件、更に、平成28年度一般会計など新年度の各会計予算6件のほか、追加議案として、小清水町活性化センターの指定管理者の指定関連議案3件、合わせて33の議案をご提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます、定例町議会招集にあたりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、林幸雄総務文教常任委員長の報告を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい8番、総務文教常任委員会より報告をいたします。

平成27年度3月10日開催されました、第2回町議会定例会におきまして、本委員会に付託を受けました、事務調査について報告をいたします。

議案書5ページ、別紙1に記載の付託事件につきまして、調査の経過及び結果のとおり、11日間にわたり委員会を開催し調査しました。

主な、調査項目としましては、小清水消防分署緊急通報司令設備及びデジタル無線システムの調査をはじめ、ごみ処理場の状況調査、空き家状況の現地調査、小中一貫教育に関する調査、高校通学補助に関する調査、平成26年度財政状況、学校跡地利用について等の調査をおこない、各担当者からの説明を受けました。

以上で報告いたします。

○議長（坂田秀昭君）次に、八木勝正経済厚生常任委員長の報告を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○経済厚生常任委員長（八木勝正）はい3番、平成27年3月10日開会の第2回町議会定例会において、本委員会に付託を受けました、事務調査について報告いたします。

議案書6ページ 別紙2 に記載の付託事件について、調査の経過及び結果のとおり、12日間にわたり委員会を開催し調査しました。

主な、調査項目としましては、台風被害の現地調査をはじめ、緑ダムの状況、新愛寿苑、原生花園施設管理、共同作業施設、公共事業町道整備、農作物の作況調査について現地調査を行い担当者の説明を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第8号、小清水町住居表示審議会条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第8号、小清水町住居表示審議会条例制定について説明申し上げます。

議案の12ページでございます。

この条例につきましましては、現在計画しております、字小清水地区の住居表示を実施するための諮問及び調査のための機関として、地方自治法の規定により、審議会を設置するものでございます。

内容につきましましては、第1条で設置について規定し、第2条で所掌事務として、住居表示を行う

区域及び方法並びに名称、その他必要な事項の調査及び審議を行うこととしております。

組織としては、第3条で、委員の数を8名以内とし、委員の範囲を定めております。

一つは、関係行政機関等の職員ですが、これは法務局、郵便局及び警察署などを想定しております。

次に、知識経験を有する者として、各種団体の代表の方など、次に、地域住民を代表する者として、自治会及び連合会の役員などの参加を求めることとしております。

その他、必要と認める者及び臨時委員を置くことができるとしております。

人選については、今後さらに検討のうえ決定していきたいと考えております。

この住居表示の実施に当たりましては、平成26年9月に小清水町住居表示検討委員会を設置して、関係自治会の役員により検討を進めて参りましたが、今般、その意見の集約がなされたところでございます。

今後、審議会での審議及び答申を経て、実施に向けた作業となりますが、現在の考え方では、28年度において、審議会の審議と、予算計上しております計画の策定を同時進行で行うとともに、併せて住民説明を行い、29年度からの実施に向けた具体的な作業に入りたいと思っております。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋議員。

○7番（高橋隆文君）はい7番、この住居表示の審議会条例はいいんですが、ただいま説明がありました、平成26年から検討委員会を作って、今まで説明をしてきてるということなんですが、今までの経過からいまして、おそらく自治会連合会の役員さんを中心として説明をしてきているところだと思うんですが、平成26年からこの検討委員会の中で、各自治会等を中心として説明に当たってきているところだと思っております。

この説明の中で、先般うかがいましたら、前回まで約10%程度の町民の方々の参集しか得られてないで、その中で説明であったように記憶しております。

従いまして、その後それらをふまえて、今後違う形の中で住民への説明をするというような課程を聞いておりますが、その後どういうふうに住民に説明されて、なおかつ連合自治会の方で、どのような経過の推移をたどってきているのかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）検討委員会の中では、7回の議論を重ねまして、その中で検討委員会としての意見が集約されたところでございますけども、それにつきましては、住居表示は実施すべきということでの意見の集約をいただいております。

方法につきましても、街区方式ということのご意見をいただいております、今後その意見を踏まえまして、審議会及び計画策定の中で具体的な実施方法とか計画について策定していくこととしております。

それがある程度できあがった時点で、さらに住民説明会を開いて、皆様のご意見をお伺いした中でその計画自体を詰めていきたいというふうに考えております。

作業としましては、計画策定がほしい、概略が出来上がった夏ぐらいから、住民説明を開始したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）そうすると、これから住民説明会を再度詳しくしていくということだろうと思うんですが、今まで26年から7回にわたって検討委員会されてある程度了解をもらったということなんですが、それを踏まえて今までではしていなかった、できていなかったということでしょうか、再度お伺いしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）検討委員会は自治会の代表の方のご意見を伺うという場でございまして、最終的には実施につきましては、今回設置いたします審議会の中で検討していくということにしております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第37号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第37号、小清水町の特定の事務を取扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第37号、小清水町の特定の事務を取扱う郵便局の指定についてご説明申し上げます。

議案の73ページでございます。

この指定につきましては、効率的な行政サービスを提供するために、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、これまで出張所で取り扱ってございました戸籍や住民票などの交付事務を、浜小清水及び止別の郵便局で取り扱うこととするものでございます。

内容の説明に当たりましては、別途配付しております、協定書の案を併せてご覧ください。

まず、第1に、指定する郵便局は、浜小清水郵便局及び止別郵便局でございます。

次に、第2の、取扱事務の範囲でございますが、郵便局で取り扱うことができるのは、戸籍の証明書、住民票、戸籍の附票、及び印鑑登録証明書の交付事務でございまして、取り扱う証明書等は、記載されている本人、住民票では同一の世帯員に限ることとしております。

第3の、取扱期間につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とするものでございますが、町または日本郵便株式会社からの解除の意思表示がない場合は延長することとしております。

また、日本郵便株式会社とは、お配りした案のとおり協定を結び、適正な事務処理に努めていくこととしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、議案第9号、小清水町出張所設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長(権藤結君) ただ今上程されました、議案第9号、小清水町出張所設置条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書14ページでございます。

先程、議案第37号でご提案のとおり、役場出張所における業務のうち、証明業務と収納業務につきましては、4月より各地域の郵便局で取り扱うこととなります。

それ以外の業務につきましても地域住民に影響が生じないよう各所管課において対応することとしておりますので、止別と浜小清水の両出張所につきましては、今月末をもって廃止とさせていただきます。

廃止する条例につきましては、出張所の設置について定めていた条例を廃止するもので、施行期日を平成28年4月1日としています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 及び 議案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、議案第10号、及び日程第11、議案第11号、小清水町行政不服審査会条例制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長(権藤結君) ただ今上程されました、議案第10号及び議案11号について、一括してご説明いたします。

議案15ページになります。

はじめに議案第10号の小清水町行政不服審査会条例制定でございますが、行政不服審査法の改正により、不服申し立てに対する町の処分内容を審査する第三者機関の設置が地方公共団体に義務

づけられたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

第2条に不服申し立てがされたときに、第三者機関として、小清水町行政不服審査会を設置することとし、第3条以下に組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

つぎに議案書17ページをご覧ください。

議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましても、行政不服審査法の改正に伴い、関連いたします6つの条例を一括して整備するものでございまして、対象となる条例は、第1条の固定資産評価審査委員会条例、第2条の小清水町手数料条例、第3条の小清水町情報公開条例、第4条の小清水町個人情報保護条例、第5条の小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例、第6条の町税条例となっております。

改正内容につきましては、不服申し立ての審査請求の際に必要な書類等の交付手数料や審査請求規定の文言整理にかかるものでございます。

施行期日につきましては、いずれの条例も改正法の施行日、平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第12号、小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第12号、小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますが、現行の地方公務員法の規定では、職員が交通事故を起こし禁固以上の刑に処せられた場合は、その事故がたとえ勤務中であっても、失職する規定となっておりますが、条例で定めることにより、勤務中の事故を除外することができるとされていることから、失職の例外として、その交通事故が職務上又は善意の行為上生じたもので、刑の執行を猶予された者は失職しないものとする規定を第7条として加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますが、第5条及び第6条につきましては、地方公務員法の改正に伴い、級別職務分類表を等級別基準職務表に名称を改め、次のページの別表第2を現状に即した職務表に改正するものでございます。

次の第15条及び第18条の時間外勤務手当の改正につきましては、労働基準法に基づく改正でございまして、次のページの第15条第5項は、1ヵ月の時間外勤務が60時間を超えた場合、その超えた時間にかかる単価を100分の125から100分の150に、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までについては、100分の150から100分の175に引き上げるもので、第6項は、短時間勤務の再任用職員にかかる時間外勤務手当については、1ヵ月の時間外勤務が60時間を超えた場合であっても、1日の勤務時間が7時間45分に達するまでは100分の100とするものでございます。

次の第18条につきましては、時間外勤務手当の単価を積算する際に用いる年間の勤務時間数を祝祭日分を除いた勤務時間数に変更するもので、年によって祝祭日の日数がばらつきがあるため、町長の定める時間を減じたものとして、除く日数については別に定めることとしています。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第14号 及び 議案第15号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第14号、及び日程第15、議案第15号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第14号及び第15号について、一括してご説明申し上げます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部改正、及び小清水町職員の旅費に関する条例の一部改正ともに、地方公務員法の第24条が改正によって、第2項が削られ、第6項が第5項にひとつ繰り上げられたことによるもので、引用していますそれぞれの条例を改正するものでございます。

施行期日につきましては、地方公務員法の施行期日と同じ、平成28年4月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第14号、及び議案第15号、一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、及び議案第15号、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第16号、小清水町敬老祝金条例一部を改正する条例制定のについてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第16号、小清水町敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

敬老祝金の支給対象者は、その年の1月1日から12月31日の間に当該年齢に達する者とし、対象年齢の判定を暦年により行っておりましたが、国から贈呈される百歳高齢者に対する長寿祝い状等の対象者は、4月1日から3月31日とする年度による年齢判定となっております。

このため、当該年度において国の長寿祝いの対象となるも、町の敬老祝金が翌年度の対象になってしまう対象年のずれを解消するため、敬老祝金の年齢判定を国の年齢判定に合わせ、条例第2条第3号における年齢の到達期間を、その年度の4月1日から3月31日までの間とする、年度判定に改める一部改正を行うものでございます。

改正附則につきましては、第1項において施行期日を平成28年4月1日とし、第2項において、改正により空白が生じる期間を含め、平成28年度においては、平成28年1月1日から平成29年3月31日を到達期間とする経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第17号 及び 議案第18号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第17号、及び日程第18、議案第18号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木祐之君) ただ今一括上程されました、議案第17号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について及び、議案第18号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

はじめに、国民健康保険条例の一部を改正する条例制定でございますが、この一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されますことから、本町におきましても、政令に準じ所要の改正を行うことと合わせまして、近年の賦課限度額の引き上げ等により、被保険者が納期毎に納める保険料負担が増えていることなどを鑑み、納期の延長により一納期における負担軽減を図る一部改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

一つ目の、政令に準じた改正であります。国民健康保険料の賦課額の内、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額における限度額をそれぞれ引き上げるとともに、保険料の減額措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、中低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じるものでありまして、まず、1ページ上段の第17条の6は、基礎賦課額について、第17条の6の12は、後期高齢者支援金等賦課額について、それぞれ引き上げ後の限度額を規定し、次の2ページ目になります。第24条では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号は、5割軽減において、第3号は、2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者数に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置を講じる規定を定めるとともに、引き上げ後の限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

二つ目は、納期の変更の改正になります。1ページ目にお戻り下さい。

第19条、普通徴収に係る保険料の納期は、これまで6月を第1期とし、以降12月までの第7期としておりましたが、1納期の納付負担軽減を図るため、当初賦課第1期をひと月遅らせ7月とし、以降、翌年3月まで納期を延長し、第9期の納期とする改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、第1項は、施行期日を平成28年4月1日からとし、第2項は、改正条例の適用を平成28年度以後の保険料からとする経過措置を定めるものあります。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、別にお配りしております新旧対照表をご覧ください。

本条例の一部改正につきましては、ただ今説明させていただいた国民健康保険法条例の一部改正における普通徴収の納期の改正と同様に、後期高齢者医療保険料の納期を延長する一部改正を行うものでございまして、第4条、普通徴収に係る保険料の納期を、国民健康保険料と同じく、当初賦課第1期をひと月遅らせ7月とし、以降、翌年3月まで納期を延長し、第9期の納期とする改正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第19号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第19号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧願います。

本条例の一部改正ですが、介護保険料の普通徴収に係る第7期、12月の納期の末日につきまして、年末の休日及び庁舎の閉庁日等を勘案し、納付保険料の消込み処理等の完了に要する時間等を見込み、見直しを行うことによる改正でありまして、第13条第1項に掲げる第7期の納期の末日を、12月25日までと定める改正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第20号、小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第20号、小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき、主に高齢者を対象にその相談を受け、支援へとつなげる包括的支援を中心に運営を図っておりますが、その業務にあつては、単に高齢者の支援にとどまらず、例えば、その世帯構成に精神あるいは身体に障がいを抱える子があつたり、生活保護が必要であつたりなど、福祉に係る重層的な課題を抱える困難事例に対処しなければならない場合も考えられます。

現体制では、抱える課題によって相談先がそれぞれ所管する係の窓口と多岐にわたり、係間の連携を図りつつも、一つの世帯全体を通じたアセスメントを主管する体制にはなく、適切な支援体制

へとつながらないことも懸念されることから、高齢者支援を含めた福祉に係る総合的な相談、支援の窓口として地域包括支援センターを機能させるべく、設置条例の規定を改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第1条設置では、介護保険法の規定に基づく事業等を実施し、包括的に支援する機関としての規定を、広く包括的に支援することを目的に設置するものへと改め、第5条においては、介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターとして、その推進すべき事業の規定と、総合相談支援窓口として、福祉に関する初期相談、アセスメント及び支援等の事業を実施する規定を定めるものでございます。

次のページになります、第6条では、介護保険の被保険者又はその家族としている利用対象者を、日常生活に不安を抱える者とその家族も対象とする規定に改め、第8条において、センターの円滑な運営に関し別に定める規程等への委任を定めるものでございます。

最後に附則ですが、条例の施行日を平成28年4月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第21号 及び 議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第21号、及び日程第22、議案第22号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今一括上程されました、議案第21号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び、議案第22号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括してご説明申し上げます。

この一部改正につきましては、先の介護保険法の一部改正により、本年4月より市町村の条例に委任される規定につきまして、この度改正された厚生労働省令の基準に基づき、条例に規定を定める改正を行うものであります。

説明にあたっては、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正ですが、都道府県が指定、監督する通所介護事業所のうち、その利用定員が18人以下の小規模な事業所は、市町村が条例に定める基準により指定、監督する地域密着型サービスに位置づけら

れ、本年4月1日より、その移行が施行されますので、必要な規定の追加等を行う改正になります。

なお本町では、北海道から通所介護事業所の指定を受けている、茶話本舗みちるが、この地域密着型通所介護事業所へと移行することになります。

新旧対照表の3ページをお開き願います。

追加する規定につきましては、第3章の次に、第3章の2としまして地域密着型サービスに位置づけられる小規模通所介護に係る基準を定めることとし、第1節、第59条の2において基本方針を、第2節、第59条の3及び、6ページの第59条の4において人員に関する基準を、第3節、第59条の5において設備に関する基準を、第4節は、第59条の6から、15ページになります第59条の20まで、運営に関する基準について定めるものでございます。

次に16ページになります。

第5節では、地域密着型通所介護の事業であっても、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供に当たり看護師の常時観察が必要となる療養通所介護の事業に関する規定を定めることとし、第1款として、第59条の21及び第59条の22において基準を定める趣旨及び基本方針を、第2款として、第59条の23及び第59条の24において人員に関する基準を、次のページ、第3款として、第59条の25及び第59条の26において設備に関する基準を、第4款として、第59条の27から、飛んで26ページになります。

第59条の38までの運営に関する基準につきまして、厚生労働省令に定める従うべき基準、又は、参酌すべき基準においては特段規制を強化すべき事項はないことから、いずれの規定も国の基準に同じく定めるものでございます。

その他の改正につきましては、この新たに定める基準による準用規定に係る条項の削除、又は条項の整理、介護保険法の一部の規定が4月1日より施行されることに伴う、引用条項の整理による改正となるものであります。

続きまして、別冊の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

この改正では、認知症対応型通所介護の運営基準に、地域との連携等を図るため基準が追加されましたので、第39条第1項及び、次のページの第2項において、地域協議会となる運営推進会議の設置を義務づける規定としまして、運営推進会議の構成員となる者、会議の開催基準やその役割等の規定について、第5項は、通所介護事業所と同一の建物内に高齢者の居住施設などがあり、そこに居住する利用者を対象にサービスを提供する際には、居住者のみに限ることなく、それ以外の利用希望者にもサービスを提供することを努力義務とする規定を追加するものでございます。

その他の改正につきましては、前の条例の改正同様に、新たに定める基準による準用規定に係る条項の削除、又は条項の整理、法の改正施行に伴う引用条項の整理によるものでございます。

最後に附則ですが、条例の施行期日を、厚生労働省令の施行日に基づきまして、いずれも平成28年4月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、最初に説明ありました、小清水町介護保険に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例改正ですが、これは説明ありましたとおり、道から小清水町の方へ移管のというふうに表示しているのかどうかあれなんです、財源についての文面はどういうふうになるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）財源につきましては、制度的に特段変わるものではありませんので、これまでどおり介護サービス事業として位置づけられますので、給付費の対象となり、その費用で

賄うこととなります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第21号、及び議案第22号、一括して採決いたします。

原案のとおり決すにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、及び議案第22号、原案のとおり可決されました

◎議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、議案第23号、小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）ただ今、上程されました議案第23号小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本町の簡易水道事業は、小清水地区と小清水北地区の二つの区域を設定し、給水事業を行っております。

今回の改正については、水道事業の運営基盤強化を図るため、現在の二つの区域を一つに統合するもので、水道法の規定に基づく区域変更認可申請に伴い、本条例の改正が必要となるものであります。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条、簡易水道の名称、給水人口及び給水量ですが、二つの区域に区分し表示していた表を削り、第1号、名称を小清水地区簡易水道、第2号、給水人口を4830人、第3号、1日最大給水量を2370㎥に改めるものであります。

次に、第4条給水区域ですが、次のページ2枚目をお開き願います。

現行の小清水地区及び小清水北地区の区域の範囲をそれぞれ図に表示していますが、今回これを統合することとし、更にその次のページ3枚目にお示しのとおり町内ほぼ全域を一つの区域に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、北海道知事の認可のあった日からとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分
再開 午前10時49分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第24号 乃至 議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第24、議案第24号乃至、日程第29、議案第29号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第7号について。

平成27年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号について。

平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について。

平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について。

平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号について。

平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今、一括上程されました議案第24号乃至、議案第29号、平成27年度小清水町各会計補正予算、始めに議案第24号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1265万8千円を減額し、予算の総額を58億5793万1千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、平成27年度国の補正予算第1号に関連しまして、補助採択を受けました、情報セキュリティ強化対策事業、臨時給付金給付事業の他、道営事業の繰り越しに伴います道営草地畜産基盤整備事業、道営農地整備事業の4件の事業につきまして、翌年度に繰り越し事業の執行を行うこととし、追加するものです。

次のページ、第3表、債務負担行為補正の1、変更は、平成27年11月開催の臨時町議会において、債務負担行為限度額の議決をいただきました事業のうち、契約の締結において限度額に変更が生じたスクールバス運行業務委託他3事業につきまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、2、廃止は、平成27年度農業振興資金の借入れ申請がありませんでしたので、債務負担が生じないため廃止をするものであります。

次のページ、第4表、地方債補正の1、追加は、繰越事業で実施する情報セキュリティ強化対策事業に係る起債の追加と、2、変更は、特別養護老人ホーム整備事業債で、継続費通次繰越への財源振替による限度額の変更の他、道営草地畜産整備事業債は、当該年度分の減額及び繰越事業実施分との差額の変更を、濤沸湖木道整備事業債他3事業につきましては、事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込額残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

補正予算書20ページになります、

はじめに、1款議会費は、9節旅費で、費用弁償及び普通旅費の執行額確定に伴い39万円を減

額計上。

次に、補正予算書、同じく20ページ、主要施策調1ページ及び2ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費は、1目一般管理費、4節共済費で、不足が見込まれる市町村職員共済組合負担金9万円追加、13節委託料で、個人番号利用事務等に係る自治体情報システムの強靱性向上を繰越事業で実施することとし、情報セキュリティ強化対策業務委託料4088万円追加、次のページになります、4目財産管理費、25節積立金で、5件のふるさとづくり寄附金の基金積立金5万5千円追加、1項総務管理費、合わせまして2927万9千円追加計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、新年度より役場出張所業務の郵便局移管に必要な経費として、12節役務費で、電話回線工事手数料6万5千円、13節委託料で、戸籍システム移設業務委託料21万6千円、住民基本台帳システム移設業務委託料59万7千円をそれぞれ追加、19節負担金補助及び交付金は、個人番号カード作成枚数の追加に伴い通知カード、個人番号カード関連事務負担金87万7千円追加、次のページになります。

3項戸籍住民基本台帳費、合わせまして164万5千円追加計上、4項選挙費は、執行額の確定に伴いまして、報酬、旅費合わせて7万7千円減額計上するものであります。

次に、補正予算書、同じく22ページ、下段、主要施策調3ページから8ページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、国の補正予算により臨時福祉給付金給付事業を繰越事業として実施することとし、7節賃金で、臨時職員賃金37万4千円、11節需用費で、消耗品費10万4千円、12節役務費で、新聞折込料1万8千円、口座振替手数料5万1千円、13節委託料で、臨時給付金システム対応業務委託料61万7千円、19節負担金補助及び交付金で、年金生活者等支援臨時福祉給付金1740万円をそれぞれ追加、次のページになります。

1項社会福祉費合わせまして357万9千円減額計上、次のページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料で、多子ひとり親世帯等への保育料軽減対策に係る子ども子育て支援システム改修業務委託料38万9千円追加、4目保育所費、18節備品購入費は、新年度より新規に採用を行う嘱託保育士4名の事務机及び椅子購入費用として備品購入費28万4千円追加、合わせまして311万7千円減額計上するものであります。

次に、補正予算書、同じく24ページ、下段、主要施策調9ページから12ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費、4目医療保険費、28節繰出金で、国民健康保険基盤安定負担金の確定などに伴い国民健康保険特別会計繰出金453万6千円追加、次のページになります。

1項保健衛生費、合わせまして582万1千円減額計上するものであります。

次に、補正予算書、同じく25ページ、下段、主要施策調13ページから21ページになります。

6款農林水産業費は、1項農業費、1目農業委員会費、4節共済費で、不足が見込まれる雇用、社会保険料1万円追加、次のページになります。

3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金は、各種補助金の執行残を減額計上、4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金で、繰越明許費事業として実施する道営草地畜産基盤整備事業負担金3387万3千円追加、5目農業農村基盤整備推進費、19節負担金補助及び交付金、道営農地整備事業負担金は、本年度執行事業費減額及び繰越明許費追加分の差し引き866万5千円減額計上、次のページになります。

6目活性化センター費、15節工事請負費は、新年度からの指定管理者制度移行に伴い、事務室機能を研修室内へ移動するための改修工事請負費255万3千円追加、1項農業費合わせまして2094万9千円追加計上するものであります。

2項林業費、次のページになります、3項水産業費は、それぞれ執行残の減額計上を行うものであります。

次に、補正予算書、同じく28ページ、主要施策調21ページ下段になります。

7款商工費は、それぞれ執行残の減額計上を、次に、補正予算書、29ページ、主要施策調22ページ及び23ページになります。

8款 土木費につきましても、執行残及び入札残の減額計上を、次に、補正予算書30ページ、中段、9款消防費につきましても、執行残の減額計上を、次に、補正予算書、同じく30ページ、

下段、から33ページ、主要施策調24ページ及び25ページになります。

10款 教育費につきましても、各計上科目ともに執行残及び入札残の減額計上を行うものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして歳入予算ですが、12ページにお戻り下さい。

まず、9款地方交付税は、財源調整といたしまして1615万8千円追加計上。

11款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、畑地かんがい施設維持管理費用の実績精査により町営土地改良事業分担金3万5千円追加、道営農地整備事業分担金は、現年度執行の事業費減及び繰越事業実施による増の差し引き額として350万4千円減額、道営草地畜産基盤整備事業分担金につきましても現年度執行分及び繰越事業実施により86万7千円追加、合わせまして260万2千円減額計上。

2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い生きがい活動通所事業利用負担金20万円減額計上を行うものであります。

次のページになります、13款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障がい者自立支援医療費負担金など事業実績に伴う減額その他、特例地域型保育給付費の制度改正に伴い、子どものための教育保育給付費負担金293万4千円追加計上、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴い308万8千円追加、3目土木費国庫負担金は、台風被害に係る災害復旧事業費の確定に伴い、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金174万円減額、合わせまして、86万2千円追加計上、2項1目総務費国庫補助金は、事業実績に基づき、社会保障税番号システム整備費補助金64万2千円減額計上、個人番号カード交付事業費補助金は、事業増に伴い歳出同額の87万7千円追加、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、繰越事業に係る財源として340万円追加、2目民生費国庫補助金は、放課後児童健全育成地域子育て支援拠点事業の制度改正及び、多子ひとり親世帯等への保育料軽減対策に係るシステム改修補助を含め、子ども子育て支援交付金388万7千円追加、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金は、繰越事業に係る財源として1875万5千円追加、3目衛生費国庫補助金は、浄化槽整備事業費の確定に伴い126万5千円減額計上、4目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である町道等調査設計事業費の確定に伴い、1726万2千円減額計上、2項国庫補助金合わせまして775万円追加計上するものであります。

次のページになります、14款道支出金は、1項1目民生費道負担金で、国庫負担金同様に障がい者自立支援医療費負担金など事業実績に伴う減額その他、特例地域型保育給付費の制度改正に伴い、子どものための教育保育給付費負担金146万7千円追加計上、2項衛生費道負担金につきましても、国庫負担金同様に国民健康保険基盤安定負担金171万3千円追加計上する他、後期高齢者医療基盤安定負担金につきましても、保険基盤安定分負担額確定に伴い46万2千円減額計上、合わせまして144万8千円追加計上、2項1目総務費道補助金は、避難所備蓄資材整備事業に充当しておりました北海道の地域づくり総合交付金の交付決定により2万3千円減額計上、2目民生費道補助金は、事業費等確定に伴う増減の他、放課後児童対策事業費補助金及び子育て支援補助金につきましても、制度改正に伴い当初予算計上額を減額、子ども子育て支援交付金につきましても、国庫補助金同様に制度変更に伴い369万3千円追加、3目衛生道補助金は、医療費給付事業の確定に伴い各補助金の増減を計上、次のページになります。

4目農林水産業費道補助金で、事業費確定に伴う増減の他、食料供給基盤強化特別対策事業費補助金で、道営草地畜産基盤整備事業及び道営農地整備事業に係る現年度執行の事業費減及び繰越事業実施による増の差し引き額698万3千円減額、農業経営高度化促進事業補助金は、道パワーアップ事業の負担区分変更により936万8千円追加、5目教育費道補助金は、郷土資料館及びコミュニティプラザ改修工事の財源として北海道から配分決定を受けた地域づくり総合交付金640万円追加、合わせまして、401万5千円追加計上するものであります。

15款財産収入は、2項3目立木売払収入額の実績額16万2千円追加計上するものであります。

次のページになります、16款寄附金は、5件の指定寄附金として総務費寄附金5万5千円追加、17款繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金で、平成27年度当初予算編成において財源不足補

てん分として予算計上しておりましたが、決算見込みとして財源の留保が見込まれることから、5000万円全額を減額計上、5目福祉振興基金繰入金は、特別養護老人ホーム整備に係る施設整備交付金及び備品購入費に充当することとしておりましたが、事業完了による繰入額の確定により650万8千円減額計上、合わせまして5650万8千円減額計上、2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込み分として52万3千円追加計上するものです。

次のページになります、19款諸収入は、3項4目道営事業団体負担金で、道営農地整備小清水北及び南地区の網走市、清里町負担分として、食料供給基盤強化特別対策事業負担金155万3千円減額計上、4項1目雑入で、斜網地域維持管理協議会の負担金精算により44万6千円減額計上、町営土地改良事業関係町負担金は、畑地かんがい施設の維持管理に係る斜里町、清里町の属地負担分精算として7万8千円追加計上、合わせまして36万8千円減額計上するものであります。

20款町債は、第4表地方債補正でご説明いたしましたとおり、事業費の追加、確定等により増減で、次のページになります、総額1760万円追加計上するものであります。

なお、34ページ以降の給与費明細書につきましては、市町村職員共済組合負担金の補正に係る増減の他、選挙費の補正に係る人件費減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第25号、国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の37ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3152万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4686万8千円とするものでございます。

46ページをお開き下さい。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費はいずれも執行見込額の精査によるもので、1項総務管理費で16万2千円、3項運営協議会費で5万7千円をそれぞれ減額計上するものです。

2款保険給付費では、前年度に比して医療費が増加の傾向にあることから、療養給付関係諸費において給付推計等により増額計上することとし、1項療養諸費では、一般被保険者に係る医療費総額1745万円、次のページ、2項高額療養費では、一般被保険者分650万円、退職被保険者分100万円の、合計で750万円追加計上するほか、執行見込額精査によりまして、4項出産育児諸費総額で168万1千円を、次のページの5項葬祭諸費で2万円を減額計上するものです。

3款後期高齢者支援金から、49ページ、7款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額で追加又は減額計上するものでございます。

次に、8款保健事業費ですが、1項特定健康診査等事業費は、各事業の執行見込みにより98万5千円減額、2項保健事業費は、執行見込みによる減額のほか、短期人間ドック3月受診希望に係る不足分6万円の追加に、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、今年度のインフルエンザ予防接種事業も調整交付金の対象となったことを受けまして、国保加入者の接種実績145名分、40万3千円の国保会計負担分を、一般会計へ振り替える予算を追加計上するものでございます。

次のページになります、10款1項償還金につきましては、平成26年度療養給付費等負担金の事業実績による額の確定があり、超過交付となっている総額1275万5千円を返還金として追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして41ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険料は、退職被保険者の減少に伴う減額のほか、一般被保険者分では、医療給付費分等、各区分毎の保険料の最終調定見込額から推計し、535万円追加、2款国庫支出金以降、43ページの6款共同事業交付金につきましては、医療費の負担見込額から算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、それぞれ減額又は追加計上するものでございます。

44ページになります、8款1項一般会計繰入金につきましては、事務費等及び出産育児一時金の歳出見込額減額相応分の減額に、国保基盤安定負担金の確定に伴います追加繰入金640万2千円を加えた、差引453万6千円を追加、一つ飛びまして、10款諸収入、3項雑入の一般被保険者返納金は、1件の労災遡及認定によりまして、約3年分1738万7千円の医療費の返還があったほか、資格喪失後の返還分とを合わせまして、1749万9千円を追加し、財源調整としまして、9款繰越金で86万円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の54ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ170万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8130万8千円とするものでございます。

59ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金44万5千円減額と、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります、保険料等負担金126万4千円減額を合わせました、総額170万9千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして57ページ、1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から現年度分保険料53万4千円を減額、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申し上げました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により、総額106万1千円減額、3款繰越金は、前年度繰越額の確定によりまして11万4千円を減額計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号介護保険特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の61ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、保険事業勘定においては246万1千円を減額し、サービス事業勘定においては40万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、保険事業勘定4億3410万7千円、サービス事業勘定1960万6千円とするものでございます。

73ページをお開き下さい。

はじめに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、事務費等の執行見込額精査による減額、2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護及び、次のページの高額介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、減額又は追加し、差引合計3294万2千円を減額、3款1項地域支援事業費では、1目介護予防事業費で、地域包括ケアシステムへの理解を深めていただく町民講演会を企画し、来る3月26日に開催を予定しておりまして、その講師謝礼など事業報償費4万3千円を追加し、2目任意事業費では、任意事業実施にかかる経費の執行見込み精査によりまして、高齢者等の見守緊急通報システムの運用にかかる委託料及び備品購入費、成年後見制度の運用にかかる役務費及び助成金、家族介護に係る扶助費を合わせた140万7千円を減額し、差引合計で142万7千円減額計上するものでございます。

次のページ、4款1項基金積立金は、本年度の保険料収入見込額及び決算見込額の推計から生じる余剰金について、第6期計画2年次目の28年度以降の計画事業財源とするため基金に積み立てることとし、986万8千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして69ページをお開き下さい。

1款介護保険料につきましては、保険料収入見込みの推計により現年度分366万3千円減額、2款国庫支出金から 次のページ4款支払基金交付金につきましては、各介護サービス給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金で追加又は減額計上するものでございます。

6款1項一般会計繰入金は、介護保険事業費分は、事務費関係に係る国庫補助金等の収入見込み精査により不足分18万9千円追加、保険給付費分は、サービス等給付見込みの負担割合に応じて581万7千円減額、地域支援事業費分は、任意事業等の執行見込みにより150万9千円減額し、

差引合計713万7千円を減額計上するものです。

次のページの7款繰越金は、額が確定してます保険給付費分前年度繰越金597万9千円を追加計上するものでございます。

続きまして、サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、80ページをお開き下さい。

1款1項居宅介護支援事業費になりますが、まず、1目居宅介護支援事業費では、執行見込額精査による居宅介護支援事業に係る事務費関係経費15万6千円減額、2目介護予防支援事業費は、町外長期滞在者に係る介護予防支援を滞在地居宅介護支援事業者に委託する経費4万2千円に、介護予防サービス計画費収入の増による収支黒字額分の一般会計繰出金52万3千円を合わせました、56万5千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして78ページになります。

1款サービス収入は、1項介護給付費収入及び2項予防給付費収入のそれぞれ対応するサービス事業の利用実績見込みの推計により追加し、2款1項一般会計繰入金は、居宅介護サービス計画費収入の増及び歳出居宅介護支援事業費の減額分として、87万6千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第28号、平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の82ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ614万5千円を減額し、予算の総額を1億3592万3千円とするものでございます。

84ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございますが、上下水道管理台帳システム導入事業債及び小清水北地区営農用水事業債につきまして、事業費の確定に伴いそれぞれ限度額を変更するものであります。

88ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも執行減及び入札残による減額計上が主でありますので、追加となる主なものについてご説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項2目一般管理費、13節委託料で、不足が見込まれる水道メーター検針業務委託料4万8千円追加、合わせて48万1千円減額。

次に、2款事業費、1項1目維持管理費ですが、12節役務費で、不足が見込まれる通信費9万3千円追加、合わせて377万3千円減額。

次に、89ページの2款2項1目建設改良費につきましては、いずれも事業費の確定に伴い、合わせて189万1千円減額計上するものであります。

次に、歳入でございますが、86ページにお戻り願います。

まず、3款2項1目簡易水道財政調整基金繰入金ですが、決算の見込みにより1080万円減額。

4款繰越金は、財源調整といたしまして495万5千円追加。

6款町債は、第2表地方債補正の所と重なりますが、事業費の確定により、合わせて30万円減額計上するものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第29号、平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313万8千円を減額し、予算の総額を1億5501万6千円とするものでございます。

93ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございますが、農業集落排水施設機能強化事業債につきまして、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

97ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも執行減及び入札残による減額計上であります。

1款総務費、1項1目一般管理費で、合わせて38万2千円減額。

2款事業費ですが、1項1目維持管理費で89万2千円減額、2項1目建設改良費で186万4千円減額計上するものであります。

次に、歳入でございますが、95ページにお戻り願います。

まず、2款1項1目農業集落排水事業費道補助金ですが、事業費の確定に伴い90万円減額。

5款繰越金は、財源調整といたしまして133万8千円減額。

7款町債は、第2表地方債補正の所と重なりますが、事業費の確定により90万円減額計上するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第24号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第7号について、質疑を受けます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、去年の豪雨による町のあちこちでの町道及び法面等の災害復旧工事の関係なんですけども、今現在災害復旧工事の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤建設課長。

○建設課長（齊藤高広君）災害の進捗状況でございますが、基本的に改良を伴う道路工事につきましては、昨年末で終了しております。

一部法面等年明けに残っておりますが、現時点で全て災害の関係は整備完了しております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい4番です。

主要施策調べの企画広報費の中で、雇用費300万みているんですけども、実質一人分30万しか使っていないわけですが、これの見直し等はどうのようにしてやっているものなんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）山口油屋福太郎に対する雇用増に係る関係でございます。

まず予算措置の状況なんですけども、平成27年度分の当該年度分では15名で450万、それから平成26年度の繰越明許費分、いわゆる交付金を活用した事業の中で、20名分、600万円、繰越明許にはその他に、固定資産税分として、71万9千円で、繰越明許費総額で671万9千円を補助金として計上していました。

結果的に固定資産税分の補助対象ありませんでしたけども、本年度における北陽工場の助成対象雇用者数は、23名でございました。

従いまして、そのうち22名660万円を繰越明許費で、残り1名分を現年度分ということなので現年度分につきましては、420万円減額させていただいたということで、本年度の状況といたしましては、23名の雇用増に対して補助を実施しているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第24号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成27年度小清水町国民健康保健特別会計補正予算第1号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第4号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第28号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について
質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第29号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（坂田秀昭君）日程第30、議案第36号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画について
を議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました議案第36号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画に
ついてご説明申し上げます。

この計画は、平成24年法律第39号により一部改正が行われた過疎地域自立促進特別措置法に
基づくもので、法律失効期限の5年間延長や過疎対策事業債の内容充実などの改正を受け、計画期
間を平成28年度から平成32年度とし、引き続き、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を
推進するため、策定しようとするものでございます。

ご提案申し上げております小清水町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、北海道過疎地
域自立促進方針に基づき前計画に修正等を加え、本年2月24日付けをもって北海道との協議が整
いましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）それでは小清水町過疎地域自立促進市町村計画についてご説明申し
上げます。

はじめに、過疎地域自立促進特別措置法の改正経過に関してですが、過疎地域における自立促進
等を目的として平成12年に制定され、制定当初における法期限は平成22年3月末日までの10
年間、その後、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日までに延長され、さらに平
成24年の法改正により平成33年3月末日までに再延長されたものであります。

過疎地域自立促進特別措置法制定後の本町における自立促進市町村計画の策定状況に関してです

が、第1次計画として平成12年度から平成16年度までの5ヵ年間計画を、第2次計画として平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画をそれぞれ策定、その後、平成22年の法改正により第3次計画として現行の計画であります平成22年度から平成27年度までの6ヵ年を策定、そして平成33年3月末日までの再延長に伴い、今回、ご提案申し上げます第4次計画として平成28年度から平成32年度までの小清水町過疎地域自立促進市町村計画を策定するものであります。

今回、再延長となりました特別措置法の改正内容につきましては、法期限の再延長と過疎地域の要件の追加の他、過疎対策事業債の対象経費の拡充が主な改正内容であり、市町村計画に掲げる事項につきましては、新たに公共施設等総合管理計画との整合性に関する記述を追加しているほか、法第12条第2項の規定に基づく過疎地域自立促進特別事業のソフト事業に関して、本町におけるまちひとしごと創生総合戦略掲載事業を踏まえ、基本方針において事業列記している他には、特段の変更点はありませんので、基本的に平成22年度から平成27年度までの現計画の構成、内容を継承し、道の過疎地域自立促進計画との整合性を図りながら、現状に即した内容に修正を加えたものとなっております。

従いまして、説明につきましては、修正、追記等の説明は省略させていただきます。計画の基本方針、特に重点を置く施策、計画事業等についてのみ説明させていただきますので、ご了承願います。

別冊の市町村計画16ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました、新たに市町村計画に追加記述している事項につきましてご説明いたします。

16ページには、ソフト事業の実施事業の一覧を明記しているとともに、次のページ17ページの(6)に公共施設等総合管理計画との整合性に関する基本的事項を追加記述しております。

なお、ソフト事業につきましては、自立促進施設区分毎にそれぞれの計画に再掲しているとともに、公共施設等総合管理計画との整合性に関する事項もそれぞれの施設区分毎に記述しておりますので、後ほど、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、ページ戻りまして3ページをご覧ください。

計画策定に伴う基本的な事項といたしまして、自然的・歴史的等の概要につきまして3ページから4ページに掲載、5ページから8ページには、人口及び産業の推移等に関しまして、国勢調査の実施結果や公共施設等総合管理計画による将来人口の推計等に関して、9ページから13ページまでに関しましては、本町の行財政及び公共施設の整備状況に関して概要等について記述しております。

14ページをお願いいたします。

地域の自立促進の基本方針に関してですが、中段下にありますが、現計画から引き継ぐ3つの柱として、一つ目として、農業振興を基軸として自立する産業の基盤づくり。

二つ目として、ふるさとの自然と共生する環境づくり。

三つ目として、安心安全な住みよいまちづくりと次代を担うひとづくりを基本理念と設定し、15ページ下段に掲げる六つの重点施策を重点的に推進することに加え、先ほどご覧いただきました16ページ及び17ページに掲載の過疎地域自立促進特別事業であるソフト事業に取り組み、住民と行政の創意と協力によって計画の実現を目指すものとしております。

続きまして、自立促進施設区分毎の事業計画について説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

はじめに、産業の振興ですが、消費者に信頼が得られる安心安全で良質な食料生産を安定的に供給できる良質農畜産物の生産のため、道営事業による基盤整備として、小清水南地区他3事業を、経営近代化施設として畜産競争力強化対策整備事業を計画するほか、次のページになります、観光又はレクリエーションとして濤沸湖木道整備事業実施に加え、ソフト事業といたしまして、まちひとしごと創生総合戦略実施によるオホーツク担い手養成事業や27ページ上段になります農福連携事業、28ページ上段になります起業化創生支援事業など、8事業の展開を計画するものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ですが、生活や農畜産物輸送に直結する道路網整備は、住民生活の利便性向上に欠かせない生活環境整備であることから、国の交付金事業の活用を積極的に行い特定財源の確保に努め、改良、舗装を推進していくこととし、小清水市街西8丁目通り整備事業他10路線を、次のページになります。橋梁では橋梁点検調査業務など2事業を、農道では、美和第6地区農道整備事業など、道営事業を含む7路線を計画する他、33ページ下段になります。道路整備機械等で、除雪機械整備事業としてロータリー除雪車等整備を計画、次のページになります。ソフト事業では、生活路線バス運行維持対策事業など2事業を計画しているものであります。

また、公共施設等総合管理計画との整合性について、中央公民館と役場庁舎の複合施設としての更新検討のほか、止別公民館及び浜小清水公民館の管理の方向性、及び道路、橋梁、上下水道のインフラ施設に関して、人口減少を踏まえた計画的な施設の更新等の方向性について記述しているものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

生活環境の整備についてですが、衛生的かつ快適な生活の確保を目指し、引き続き上下水道施設の整備充実を図る他、廃棄物処理施設としてリサイクルセンター整備事業を実施、住民生活の安全を守るための消防施設の各整備を実施、次のページになります。ソフト事業としては、エキノコックス対策としての環境維持事業など3事業を、次のページになります。その他事業として、住居表示業務実施による住環境整備事業や合葬墓の整備に取り組む計画としているものであります。

公共施設等総合管理計画との整合性については、人口減少と高齢化に鑑みて、郊外部の公営住宅の廃止と、市街地における公営住宅に関しては、利用の現況と将来利用の推計を行い利用の頻度の少ない住宅は廃止を進め、将来維持すべき住宅に関しては施設規模の縮小を検討する他、高校教員住宅の利活用や町職員住宅の廃止に関しての方向性を記述しております。

次に、43ページをお願いいたします。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、高齢者福祉施設として、在宅サービス付高齢者賃貸住宅整備事業など2事業を計画、次のページになります。ソフト事業では、障がい者地域生活支援事業など13事業の展開を計画しているものであります。

公共施設等総合管理計画との整合性については、後ほど、ご確認いただきたいと存じます。

次に、52ページをお願いいたします。

医療の確保につきましては、小清水赤十字病院医療確保等対策事業として、町内唯一の医療機関である小清水赤十字病院への支援を継続して実施する他、ソフト事業として、地域救急医療体制整備事業などの実施の他、次のページになります。地域医療持続可能性調査事業を実施し、小清水赤十字病院が本町のみならず近隣住民に与える影響等の調査を検証し、地域医療の持続可能性に関する調査について、北海道公共政策大学院との包括連携協定による事業展開を図ることとしております。

次に、56ページをお願いいたします。

教育の振興では、集会施設、体育施設等において、中央公民館役場庁舎複合施設改築事業において実施設計等を計画する他、浜小清水公民館大規模改修事業など6事業を計画、ソフト事業では、高等学校教育振興事業や給食費無償化事業など3事業の展開を計画しているものであります。

公共施設等総合管理計画との整合性については、後ほど、ご確認いただきたいと存じます。

次に、59ページをお願いいたします。

地域文化の振興等では、現時点で具体的な実施事業内容は未定であります。住民の自主的な文化活動や住民参加によるまちづくりを推進する対策の実施や郷土の歴史文化遺産の保全等に関して記述しております。

次のページ、60ページには、集落の整備として、地域文化の振興等と同様に、現時点では具体的な実施事業内容は未定であります。集落再編成の前段として、町内移動に係る交通体系の検討や移住・定住対策等の検討に関して記述しております。

次に、62ページをお願いいたします。

その他地域の自立促進に関し必要な事項では、緑ダムにおける小水力発電施設の整備に関して、道営事業での実施を計画しているものであります。

また、63ページ以降につきましては、各自立促進施設区分毎のソフト事業に関しまして、再掲しております。

以上、本町の過疎地域自立促進のための計画についてご説明申し上げましたが、計画搭載事業実施に係る財源につきましては、国、道の補助事業を可能な限り活用することを第1とするとともに、これら事業の事業採択の見込みや国の地方債計画における過疎対策事業債の資金計画を見定めつつ、町の財政状況を見極め、将来に過度な公債費負担が生じないように実施年度を決定し、特別措置であります過疎対策事業債を最大限活用することとしているものであります。

なお、計画搭載事業の内容に関しましては、社会、経済情勢等の変動や町施策の実施内容等により、必要に応じて計画の変更ができる制度となっていることから、今後、事業内容を大きく変更する場合や新たに実施しなければならない事業が生じた場合には、北海道との変更協議を経て、議会の議決をいただき、計画を推進していくこととしております。

以上で、小清水町過疎地域自立促進市町村計画についての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後12時59分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第30号 乃至 議案第35号

○議長（坂田秀昭君）日程第31、議案第30号、乃至日程第36、議案第35号、平成28年度小清水町一般会計予算について。

平成28年度小清水町国民健康保険特別会計予算について。

平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成28年度小清水町介護保険特別会計予算について。

平成28年度小清水町簡易水道特別会計予算について。

平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、合わせて各会計予算案の提案説明を求めます。

なお、各会計予算案の歳入歳出に関する事項別の説明につきましては、既に各担当課長より説明

を受けておりますので、主要なものについてのみ説明されたいと思います。

林町長。

○町長（林直樹君）本日ここに、平成28年第2回小清水町議会定例会が開催され、平成28年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる枢要な案件につきましてのご審議をいただくにあたりまして、平成28年度の町政運営に取り組む所信の一端と施策の大綱をご説明申し上げ、町議会議員の皆さまをはじめ、町民皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

（町政執行方針・記載省略）

引き続き、議案第30号乃至議案第35号、平成28年度小清水町各会計予算案についてご説明申し上げます。

平成28年度各会計予算案は、一般会計、50億6500万円、国民健康保険特別会計は、10億500万円、後期高齢者医療特別会計は、8269万4千円、介護保険特別会計は、5億8860万円、簡易水道特別会計は、1億6476万9千円、農業集落排水事業特別会計は、3億3155万7千円、合計72億3762万円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の大要については副町長から説明申し上げますが、何卒よろしくご審議を賜りまして、原案にご協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進にあたりましては、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）森田副町長。

○副町長（森田明君）引き続き、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。

15ページでございます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時42分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○副町長（森田明君）続きまして32ページの（7）の商工費関係でございます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○副町長（森田明君）以上をもちまして、平成28年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、10日は、午前9時30分より本会議を開きたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、大変ご苦労さまでした。

(午後3時17分)